

高齢者及び障がい者配食サービス事業委託（令和5年から令和8年） に係る公募型プロポーザル実施要領

（目的）

第1条 この要領は、高齢者及び障がい者配食サービス事業委託（令和5年から令和8年）（以下「事業」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）により事業の受託者を選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

（選定審査委員会）

第2条 プロポーザル方式による受託者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 受託者を選定するための選定方針の決定
- (2) プロポーザル提出書類等の評価・審査及び受託者の決定
- (3) その他必要な事項

- 2 委員会は、福祉部長、高齢者福祉課長、障がい者福祉課長、介護保険課長、社会福祉課長、保育課栄養士の合計6名をもって構成する。
- 3 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は福祉部長、副委員長は高齢者福祉課長をもってこれに充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長にやむを得ない事情あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
- 7 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 8 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 9 その他委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（プロポーザル提出者の参加資格等）

第3条 プロポーザル提出者（以下「提出者」という。）は、「高齢者及び障がい者配食サービス事業委託（令和5年から令和8年）に係る公募型プロポーザル募集要項」に記載する参加資格を満たす者とする。

- 2 この要領によるプロポーザルに参加申請する者は、参加申請書を提出しなければならない。

（評価）

- 第4条 委員会が、受託者を特定するための審査方法、受託者の評価及び選定は、第2条第1項第1号で決定した選定方針によるものとする。
- 2 委員会は、参加申請書が提出されたときは、参加資格を審査し、評価を行う。
 - 3 前項の評価は、提案書を基にプレゼンテーションによる審査及び弁当の試食により行う。
 - 4 委員会は、プレゼンテーション、質疑応答等及び評価基準に基づき順位を決定する。

（優先交渉権及び交渉順位の確定）

- 第5条 委員会は、評価順位が第一位の者を優先交渉権者と確定し、順次、以下の交渉順位を確定する。
- 2 委員会は、優先交渉権者に順位が確定した旨を通知し、優先交渉権者は、その通知日から5日以内に承諾届又は辞退届のいずれかを選定委員会に提出しなければならない。この場合において、辞退があったときは、次の順位者にその旨を通知する。

(失格条項等)

第6条 提出者が次の各号のいずれかに該当する場合は、プロポーザルは、無効とする。

- (1) プロポーザルの提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの。
- (2) 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) この要領及び募集要項に定められた以外の手法により、選定審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的手法又は間接的に求めたとき。
- (8) その他、行為が法令違反であり、かつ、審査結果に影響を与えるおそれのあるとき。

(受託者の決定及び選定結果の通知)

第7条 委員会は、第5条第2項の規定による承諾届を提出した優先交渉権者を市長に報告しなければならない。

2 市長は、受託者を決定し、各提出者の結果のみを文書により当該提出者に通知する。

(プロポーザルの取扱い)

第8条 提出されたプロポーザルの取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出された提案書は、返却しない。
- (2) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- (4) 提出された提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (5) 前号の規定により提案書を公表する場合、その写しを作成し、使用することができるものとする。

(事務局等)

第9条 このプロポーザルに関する事務局及び委員会の庶務は、福祉部高齢者福祉課及び障がい者福祉課において担当する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月10日から施行し、事業委託契約の締結日をもってその効力を失う。